

トピック解説

ILOの活動内容、仕事の世界に係るトピックの解説を行います。

第38回は、今話題のアスベスト（石綿）について、ILO本部労働安全衛生・環境国際重点計画の町田静治労働安全衛生専門家に寄稿いただきました。

◆◇アスベスト（asbestos）◇◆

最近、日本ではアスベスト（石綿）による健康被害についての報道が相次いでいます。

アスベストはその優れた化学的、物理的特性から、建設資材、ボイラー配管等の保温材、自動車のブレーキ、化学設備におけるシーリング材をはじめ様々な用途に使われてきています。しかし、一方でアスベストは、暴露された人々のあいだに中皮腫、がんなどの重篤な疾病を引き起こすことも知られています。そこで、ILOの労働安全衛生プログラムにおいても労働者のアスベスト健康障害防止を重要課題のひとつとして取り組んできています。1973年にはアスベストの安全使用に関する専門家会議を開催し、病理学的知見とアスベスト暴露によるリスク軽減のための対策を討議し、会議の報告書を労働安全衛生シリーズ第30巻として出版しました。また、1983年にはアスベストの使用における安全に関する実施規定（Code of Practice）を策定し、さらに、1986年にはILO総会において、アスベストの使用における安全に関する条約（第162号）及び勧告（第172号）を採択しています。日本では、今国会において、このアスベスト条約の批准が承認されたところです。

アスベスト条約は、アスベストにさらされる労働者の保護のため、政府や使用者がとるべき措置を定めています。具体的には、石綿を含む製品の代替化の促進▽アスベストの吹きつけ作業の原則禁止▽アスベストを使用、取り扱いする作業場での作業環境へのアスベストの飛散防止対策▽作業衣、保護具の自宅持ち帰り禁止▽アスベストに暴露された労働者の健康診断の実施▽労働者への情報提供と教育▽アスベストを含む設備の取り壊しや、建築物からのアスベスト除去の際の適切な措置——などを求めています。

世界的にみても、1986年のILOのアスベスト条約の採択以降、ILO条約の批准（2005年7月現在、批准国は27カ国）をはじめとするアスベスト取り扱い労働者の保護の強化、国レベルでのアスベストの全面使用禁止などの取り組みがなされてきています。国際自由労連（ICFTU）、国際産業別労組（GUFs）などの労働組合組織が連携して構成するグローバルユニオンズは、2005年のILO総会開催期間中の6月8日に、アスベスト使用禁止促進の世界キャンペーンをスタートさせたところです。

政府機関がアスベストによる年間死亡者数等、健康被害の国レベルの数値（統計・推計）を公表している国は非常に限られています。こうした中、アスベスト対策を強化しているイギリス安全衛生庁（HSE）は、イギリスにおける過去のアスベスト暴露による中皮腫及び肺癌による死者は毎年3,500人以上にのぼっていると推計しており、その数は2010年代まで年々増加すると予測しています。中皮腫による死亡者数は2011年から2015年ごろにピーク（年間1,950人から2,450人）を迎えるとしています。これは、1950年代から80年代にかけて、アスベストが建設用資材として大量に使用されており、その使用は1960年代後半にピークを迎えているため、そのころアスベストに暴露した人々に中皮腫の発症が予測されるためです。

日本では昨年からはアスベストの使用が原則的に禁止されたほか、2008年には全面的に禁止になる予定と聞いています。しかしながら、イギリスの例に見られるように過去のアスベスト暴露による健康影響は今後も引き続き起こると考えられ、継続的健康管理と被災労働者の適切な補償が課題といえます。また、アスベストの使用が禁止になっても、アスベストを使用した建築物、設備、船舶などの解体、改修などに際しては十分な暴露防止対策をとる必要があります。大型船舶の解体については、その多くがインド、バングラデシュなどの発展途上国に売却され、不十分な労働安全衛生対策

の下で行われており、アスベストをはじめとする化学物質の管理も重要課題のひとつとなっています。船舶の解体廃棄については、作業労働者の安全衛生及び環境保護を適切に行うための国際的なシステム作りが望まれます。船舶の解体の例に見られるように、アスベスト対策も単に国内対策にとどまらず、グローバルな視点に立った問題意識と対策をとっていくことも重要となっています。